

栄ミナミを住みよくする会

2022-23年度 役員会  
議事次第

2022年10月19日  
中区役所6F 大会議室  
15:30～  
司会進行 白瀧副会長

・開会

・会長挨拶

・協議事項

1. 規約変更（案）について <資料No.1>
2. 役員変更（案）について <資料No.2>
3. 年末の安全なまちづくり県民運動における  
特別警戒活動の実施（12/9・金）について <資料No.3>
4. 年末地域総合（放火防止・客引対策）  
パトロール（12/26・月）について <資料No.4>
5. その他

・閉会

## 栄ミナミを住みよくなる会 規約 (案)

## (名称)

第1条 この任意団体は、「栄ミナミを住みよくなる会」(以下「本会」という。)と称する。

## (目的)

第2条 本会は、栄ミナミ地域の安心安全で住みよい街づくりを目指し、防犯・環境浄化活動を行うとともに、魅力あふれる街づくり活動を積極的に推進することを目的とする。

## (組織)

第3条 本会は、各号に定める組織をもって構成するものとする。

- (1) 南呉服町発展会
- (2) 南大津通町内会
- (3) 住吉町一丁目町内会
- (4) 住吉町二丁目町内会
- (5) 住吉町参和会
- (6) 矢場町一丁目町内会
- (7) 矢場町二丁目町内会
- (8) 矢場町三丁目町内会
- (9) 南大津通三丁目自治会
- (10) 南大津通四丁目町内会
- (11) 南鍛冶屋町自治会
- (12) 南伊勢町通町内会
- (13) 広小路商店街町内会
- (14) 白川地区町内会
- (15) 鉄砲町親和会
- (16) 末広町町内会
- (17) 八百屋町発展会
- (18) 栄町町内会

## (事務所)

第4条 本会は、事務所を名古屋市中区栄三丁目12-6 (株)らく楽内に置く。

## (会費)

第5条 会員は、総会において定める下記会費を事業年度毎に納入しなければならない。

町内会名	会費(円)	町内会名	会費(円)
南呉服町発展会	15,000	南大津通四丁目町内会	15,000
南大津通町内会	15,000	南鍛冶屋町自治会	15,000
住吉町一丁目町内会	15,000	南伊勢町通町内会	15,000
住吉町二丁目町内会	15,000	広小路商店街町内会	15,000
住吉町参和会	15,000	白川地区町内会	15,000
矢場町一丁目町内会	15,000	鉄砲町親和会	15,000
矢場町二丁目町内会	15,000	末広町町内会	15,000
矢場町三丁目町内会	15,000	八百屋町発展会	15,000
南大津通三丁目自治会	15,000	栄町町内会	15,000
計 18町内			270,000

(会長及び副会長)

第6条

- (1) 本会には会長1名及び副会長4名以内及び役員・相談役を置く。
- (2) 会長は本会の会務を総理し会議の議長となる。
- (3) 副会長は会長を補佐し会長が会議に出席できない時はその職務を代行する。
- (4) 会長及び副会長の任期は2年とする。ただし、後任者が就任するまでの間はその職務を行うことを妨げない。
- (5) 会長及び副会長は再選されることができる。
- (6) 会長及び副会長は役員との互選により定める。

(役員会)

第7条 本会は、役員会によって管理・運営される。

- (1) 役員会は本会の予算を管理し、管理方法は役員会にて適切に報告する。
- (2) 役員会は本会の活動計画を立て、統括運営をする。
- (3) 役員会は総会を毎年1回開催する。
- (4) 全ての会議は、構成するものの過半数の参加によって成立するものとする。

(会議の決定事項)

第8条 前条の各会議は、次の事項について議決をする。

- (1) 役員会は次の事項について決定する。
  - (a) 事業計画・事業報告の承認
  - (b) 予算および決算の承認
  - (c) 予算計上していない特別経費の承認
  - (d) 規約の制定および改廃

(事業年度)

第9条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第10条 本規約に定める事項のほか、本会の運営および活動に関して重要な事項については、役員会に諮って定める。

(解散)

第11条 本会は、処理すべき事項がなくなった時及び役員数の4分の3の決議をもって解散するものとする。

(附則)

この規約は、平成25年7月25日から施行する。

この規約は、平成30年6月27日から改定する。

(役員)

第6条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 2名
- (4) 監査 2名
- (5) 役員 若干名

(役員を選出)

第7条 前条の役員の内、会長及び監査は、会員の中から互選により選出する。

- 2 副会長、会計、役員は、選出された会長が指名する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が選任されるまでその職務を行う。

(役員職務)

第9条 会長は本会の会務を総理し、本会を代表するほか会議を招集し、会議の議長となる。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 会計は会計事務を担当する。
- 4 監査は会計事務を監査する。

(役員会)

第10条 役員会は次の事項について決定する。

会議は過半数の出席を要し、議事は出席者の過半数で決する。

- (1) 事業計画・事業報告の承認
- (2) 予算・決算報告の承認
- (3) 規約の変更

(総会)

第11条 役員会は総会を毎年1回開催する。

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第13条 本規約に定める事項のほか、本会の運営および活動に関して重要な事項については、役員会に諮って定める。

(解散)

第14条 本会は、処理すべき事項がなくなった時及び役員4分の3の決議をもって解散するものとする。

(附則)

この規約は、平成25年7月25日から施行する。

この規約は、平成30年6月27日から改定する。

この規約は、令和4年 月 日から改定する。

栄ミナミを住みよくする会  
2022-24年度 役員（案）

2022/10/19

役職	氏名	町内会名	電話	FAX	住所
会長	多湖 秀明	住吉1丁目	242-5385	242-5386	栄 3-1-14
副会長	林 統一郎	白川地区	231-3355	231-3355	栄 2-1-10
副会長	鈴木 孝幸	矢場町3丁目	252-8810	242-1321	大須 3-6-18
副会長	白瀧 正人	南呉服町	263-1315	242-0567	栄 3-12-6
会計	宇佐美 泰弘	広小路商店街	231-3897	231-3897	錦 2-16-10
会計	上田 浩嗣	住吉2丁目	762-0168	762-3084	栄 3-10-15
監査	藤井 一彦	南大津通	241-9804	243-0932	栄 3-27-7-301
監査	山岸 正明	南伊勢町通	241-0670	241-0672	栄 3-27-4
役員	古橋 孝太	南大津通3丁目	241-1192	241-1058	栄 3-27-15
役員	川井 真治	南大津通4丁目	261-4881	261-4675	栄 3-28-22
役員	水野 登之樹	住吉3丁目	251-3871	251-4138	栄 3-12-28
役員	野村 忠司	矢場町1丁目	262-6031	262-6033	栄 3-23-37
役員	菱田 雅之	矢場町2丁目	261-2443	251-6328	栄 3-35-21
役員	水谷 桂	鉄砲町親和会	090-5876-4884		栄 3-10-14 （横青山内）
役員	山本 宗平	末広町	090-7437-7734	861-1788	栄 3-22-26
役員	柴田 和彦	栄町	962-7143	955-0560	錦 3-23-31
役員	高橋 正敏	八百屋町	232-1131	231-7090	栄 2-7-16
役員	加地 寛	南鍛冶屋町	241-5062	261-8402	栄 3-31-13